第十四条の二第四号	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約
第十四条の二第五号	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業に係る保全金額	保全金額
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項を控除した	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約
第十九条第三号ハ	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業	当該特例対象資金移動業
第十九条第八号イ	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日	直前の基準日等
	当該算定日	当該基準日等
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
	第四十五条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約